

# ～ 被扶養者資格調査の証明書類について ～

## 収入の証明書類について

※ 複数該当の場合 **該当するもの全てを添付**していただき、**全ての証明書は直近のものを添付**してください。

収入がない方 . . .	市区町村で発行される「 <b>非課税証明書</b> 」または「 <b>課税証明書</b> 」の原本 ※ 現在は無収入であるが給与所得(給与収入)欄に金額の記載がある場合は退職日を非課税証明書の余白に記入してください。
パート・アルバイトなどの収入がある方 . . . ※ (学生含む)	「 <b>給与所得の源泉徴収票</b> 」の写し ※ 非課税分の交通費が含まれていませんので確認させていただく場合があります。 ※ 就労期間が12ヶ月ない場合は就労月で月収を出し、月108,334円(60歳以上は150,000円)を超える場合は被扶養者から削除となります。
年金及び恩給等を受給していて年金以外の収入がない方 . . .	① (受給している全ての年金の)「 <b>年金振込通知書</b> 」または「 <b>年金改定通知書</b> 」の写し (ご自宅に届くはがきサイズのもので氏名と金額が確認できるもの) ② 市区町村で発行される「 <b>非課税証明書</b> 」または「 <b>課税証明書</b> 」の原本
年金以外にパートなどの収入がある方 . . .	① (受給している全ての年金の)「 <b>年金振込通知書</b> 」または「 <b>年金改定通知書</b> 」の写し (ご自宅に届くはがきサイズのもので氏名と金額が確認できるもの) ② 「 <b>給与所得の源泉徴収票</b> 」の写し
その他の収入がある方 (自営業/不動産収入など) . . .	① 「 <b>確定申告書</b> 」(税務署の受付印のあるもの) ② 「 <b>収支内訳書</b> 」または「 <b>所得税青色申告決算書</b> 」(税務署の受付印のあるもの) ※ 自営業者の場合は総収入から直接的な経費を控除した額で判断する事になっております。直接的な経費とは被扶養者認定上の経費であって、所得税法上、認められている経費とは異なります。
大学生・専門学生 . . .	「 <b>在学証明書</b> 」または「 <b>学生証</b> 」の写し (発行、有効期限の記載があるもの)
通信制・定時制・大学院の方 . . .	① 「 <b>在学証明書</b> 」または「 <b>学生証</b> 」の写し (発行、有効期限の記載があるもの) ② 収入のない方は市区町村で発行される「 <b>非課税証明書</b> 」の原本 ※ 収入のある方は源泉徴収票の写しを添付してください。
予備校生・浪人生の方 . . .	市区町村で発行される「 <b>非課税証明書</b> 」の原本 ※ 収入のある方は源泉徴収票の写しを添付してください。
《別居されている方の送金の証明について》	
被保険者と別世帯(別居)の方 . . . (18歳以上の大学生以外)	生活費を援助している事が確認できる「 <b>送金証明書</b> 」 ※ <b>手渡しでの援助では被扶養者となれません。</b> 銀行の <b>振込依頼書</b> の写し <b>3カ月分</b> 、または <b>預金通帳</b> の写し(送金依頼主・受取人が分かるもの)など
会社都合または大学生で通学のための別居の方 . . .	送金証明は必要ありません。被扶養者資格調査書の余白に「 <b>単身赴任</b> 」と記入してください。 学生は職業欄に「 <b>大学〇年生</b> 」などと記入してください。

## その他の注意事項

※ 調査書の提出がない場合、または収入等の被扶養者資格が確認できない場合は被扶養者から削除となりますのでご注意ください。

- ◎ 扶養範囲は**年収130万円未満**、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満。**月収で108,334円**以上の収入が見込まれる方は、被扶養者にはなれません。  
(60歳以上または障害年金受給者は、**年収180万円未満**、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満。**月収150,000円**以上の収入が見込まれる方は被扶養者にはなれません)
- 被扶養者を削除する場合は、その方の「**保険証**」を添付してください。
- 証明書類の提出が必要でない方であっても被扶養者の資格要件を確認いただき、被扶養者資格調査書を記入してください。その際、被扶養者としての要件に該当しない方は必ず扶養から削除してください。
- 調査書に記載されている氏名・生年月日等が間違っている場合は、各訂正届を提出してください。
- 住所を変更する場合は、朱書きで訂正してください。(健保のみ変更となります、厚生年金へは別途住所変更届を申請してください)